自治体間における情報公開条例の 規定の相違について

尾崎洋之

- 1 はじめに
- 2 情報公開条例の構成規定について
- (1) 金山町公文書公開条例を題材に
- (2) 東京都情報公開条例を題材に
- (3) 調査対象規定について
- 3 調査対象規定の自治体調査
- (1) 目的規定
- (2) 請求権者
- (3) 請求対象物
- 4 自治体間における調査対象規定の相違について
- (1) 区分による相違について
- (2) 地域による相違について
- 5 おわりに

1 はじめに

米国の第四代大統領であるジェームズ・マディソンは「情報が行き渡っていない、あるいは入手する手段のない『人民の政府』なる存在は、笑劇か悲劇の序章か、あるいはその両方以外のなにものでもない。知識は無知を永遠に支配する。だから、自ら統治者となろうとする人々は、知識が与える力で自らを武装しなければならない。」(1) と述べ、政府に関する情報を主権者である国民が得ることの重要性を説いており、この一節は情報公開

DOI: 10.15100/00023617

⁽¹⁾ 瀬畑源「公文書管理と日本人⑨ 情報公開はなぜ必要か」時の法令2016号68 頁以下(2019年)。

の理念を掲げる際に多用される。

我が国の地方自治においても情報公開の果たす役割は重要である。日本 国憲法で保障される住民自治が実現するためには、地域社会の統治がその 構成員である住民の参加及び同意に基づいて行われる必要があり、住民が 地域社会の統治に参加及び同意を行うためには、自治体の行う諸活動に関 する情報が住民に行き渡っている、あるいは住民が情報を入手する手段を 有していることが不可欠であるためである。そして、住民が自治体の行う 諸活動に関する情報を得るという目的の実効性を確保するために、自治体 に対し、その保有する情報の公開を求める者に対し公開する義務を課す条 例を制定することは重要な手段となる。

我が国では、戦後長らく自治体の保有する情報は自治体の自主的な提供 又は法により義務付けられた公表によるものしか住民は知ることができな かった。その後、ロッキード事件やダグラス・グラマン事件等の汚職事件 が重なり、情報公開制度の整備を求める市民運動⁽²⁾を経て、我が国で最初 に公文書の公開を請求する権利を住民に保障した条例が制定されたのは 1982年のことであった。山形県金山町の金山町公文書公開条例⁽³⁾の第1条 では「この条例は、公文書の公開に関し必要な事項を定め、民主的にして 効率的な行政運営を図り、健全な町の発展に寄与することを目的とする。」 と規定し、同条例は自治体が行う諸活動に関する情報を入手する権利を住 民に保障した⁽⁴⁾ 我が国において画期的な条例であった。

金山町公文書公開条例の制定から40年以上の年月が過ぎているが、この

⁽²⁾ 情報公開クリアリングハウス「市民がつなぐ情報公開のこれまで,これから」 (2019年)では、自由人権協会、日本消費者連盟、主婦連合会、関西消費者団 体連合会等の活動の経過が記載されている。

^{(3) 1982}年3月19日に公布され、同年4月1日から施行された。

⁽⁴⁾ 第4条で「住民は,町長等に,公文書の閲覧謄写等(以下「閲覧等」という。) を請求することができる。」と規定している。

間に都道府県及び市区町村では、1町(北海道乙部町⁽⁵⁾)を除き、情報公開条例⁽⁶⁾が制定され、一部事務組合及び広域連合の6割以上でも情報公開条例が制定されるに至っており⁽⁷⁾、情報公開条例は地方公共団体の標準装備になっている。また、政府及び独立行政法人等の諸活動を国民に説明する義務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)や独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律が制定されており、国、地方公共団体等の公共政策を実施する機関は概ね情報公開制度を具体化した法律又は条例を制定しているといえる。

もっとも、ただ単に情報公開という題名の付いた法律又は条例を制定しただけでは、国、地方公共団体等の行う諸活動に関する情報を国民、住民が得る手段になり得ているとはいえない。その法律又は条例の内容が情報公開制度の理念を正しく反映していることが不可欠である。

情報公開制度は前述のとおり、住民運動を経て、国に先駆けて多くの自 治体が情報公開条例を制定したこともあり、当初国の影響を受けずに各自 治体が自ら調査し、学識経験者を中心とした諮問機関等を設置し、自治体 間の相互参照を経て、多様な情報公開条例が制定されるに至っている。

その後、情報公開法の制定の影響により、都道府県を中心に情報公開法

⁽⁵⁾ 北海道乙部町議会「おとべ議会だより(第162号)」(https://www.town.otobe.lg.jp/)によれば、「町民には、必要なものについては、問い合わせを含めて、町民の立場に立って適切に対応してきており、特に、情報公開条例が無ければ、町民にとって不都合とか不利益なことはないと認識し、今日に至っており」と寺島乙部町長が述べており、条例の制定は未定と思われる。

⁽⁶⁾ 本稿では、自治体が保有する情報又は公文書に対する請求権を何人又は住民 に保障する条例を総称して情報公開条例と述べる。

⁽⁷⁾ 総務省「情報公開条例等の公布・運用状況に関する調査結果」(2020) によれば、2017年10月1日時点で、一部事務組合及び広域連合の計983団体で情報公開条例が制定されており、制定割合は62.5%に及ぶ。

の規定にあわせる情報公開条例の改正の流れが確認できる⁽⁸⁾ものの,現在も各自治体の情報公開条例の内容は一様ではない。例えば,大阪府下の泉南市では,情報公開条例の請求対象となるものの範囲として,「実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し」⁽⁹⁾と事務処理手続の完了を要件として規定している一方,隣接している泉佐野市や阪南市等では事務処理手続の完了は要件として規定されていない⁽¹⁰⁾。また,同じく大阪府下の東大阪市では,情報公開条例に基づいて公文書の開示を請求できる者の範囲として,市の区域内に住所を有する者等一定の要件を充足する者に限定しているのに対し隣接している八尾市では,何人でも請求することができると規定している。このように情報公開条例という同じ題名が付されていたとしても、その内容は多様である。

各自治体の情報公開条例を対象とした先行調査として、総務省が行っているものがある。同調査は、都道府県及び市区町村の情報公開条例の制定状況及び運用状況の把握を目的に、3年度に1度(平成22年度以前は毎年度)、総務省が各団体に調査票を送付し、各団体からの回答を集約し、ホームページ上に掲載したものである。もっとも、上記調査は、情報公開条例の規定の文言自体を比較するものではなく、自治体間の情報公開条例の規定の相違の分析を目的としたものではない。また、調査項目も総務省が指定した幾つかのものに限られており、情報公開請求の請求対象物の範囲等は、調査項目から除いている。

また、情報公開条例の請求権者の範囲及び手数料の規定を全国的に調査 し、手数料の必要性について検討を行っている先行研究⁽¹¹⁾があるが、この

⁽⁸⁾ 詳細は本稿では述べないが、都道府県では情報公開法が施行された2001年までに40団体・約85%の団体で情報公開条例が全部改正されている。

⁽⁹⁾ 泉南市情報公開条例第2条第2号参照。

^{(10) 2022}年10月1日時点の各自治体の例規集を調査。

⁽¹¹⁾ 道井渉「自治体間における情報公開制度の現状と受益者負担の在り方-情報/

研究も自治体間の区分や地域による相違の分析を調査目的としたものではない。

その他都道府県下の情報公開条例を題材とした先行研究は複数あるが、 管見の限りでは、全国の自治体の情報公開条例の規定の相違について調査 した先行研究は確認できなかった。

本稿では、全国の自治体の情報公開条例の規定について調査及び分析を行う。もっとも、情報公開条例の条文数は自治体により違いがあり、中には数十にも及ぶものもあり、かつ、規則への委任規定等、自治体によって規定の相違が想定されないものもある。したがって、本稿では、情報公開条例を構成する規定を分析し、情報公開条例の核心となる規定を調査対象規定として掲げ、各自治体の調査対象規定を調査し、整理を行う。その上で、調査対象規定の自治体の区分及び地域による相違が確認できればその分析を行い、なぜ調査対象規定の相違が生じたのか明らかにしたい。

2 情報公開条例の構成規定について

(1) 金山町公文書公開条例を題材に

前述のとおり、我が国で最初に制定された情報公開条例は金山町公文書公開条例である。同条例は、地方自治体の諸活動に関する情報を入手する権利を住民に保障した最初の条例であるからこそ、自治体間の相互参照の影響が少ない原初の形であり、1982年の制定当時の本則は全11条の構成となっている⁽¹²⁾。(表1参照)

その後,金山町公文書公開条例は、1983年、2000年、2005年及び2016年に一部改正がされるものの、条文としては指定管理者の公文書公開(現

[△] 公開手数料についての一考察- | (2013年)。

⁽¹²⁾ 今橋盛勝「自治体の情報公開条例」(1982年)。

条番号	見出し	条番号	見出し
第1条	目的	第7条	異議申立て及びその処置
第2条	基本理念	第8条	公文書公開審查会
第3条	定義	第9条	手数料
第4条	公文書の公開	第10条	適用除外
第5条	公開できない公文書	第11条	委任
第6条	公開手続等		

表1 金山町公文書公開条例の見出し(1982年3月11日時点)

金山町公文書公開条例第9条)が追加されたのみであり、2022年10月1日 時点においても、本則は全12条の構成となっている。

(2) 東京都情報公開条例を題材に

次に、情報公開条例の原初の形である金山町公文書公開条例と比較するため、我が国の首都である東京都の情報公開条例を例にあげると、2022年10月1日時点において東京都情報公開条例の本則は全45条(枝番による条文及び削除規定を含む。)の構成となっている(13)(表2参照)。

条文数及び見出しだけでは情報公開条例の構成を正確に比較することはできないものの、金山町公文書公開条例と東京都情報公開条例を比べると条文数に3倍以上の差があり、東京都情報公開条例では請求手続によらない自主的な情報提供に関する規定が設けられる等、情報公開条例を構成する要素に大きな違いが見られる。

^{(13) 2022}年10月1日時点の東京都の例規集を調査。

表 2 東京都情報公開条例の見出し(2022年10月1日時点)

条番号	見出し	条番号	見出し
第1条	目的	第23条	第三者からの審査請求を棄却す る場合等の手続
第2条	基本理念	第24条	東京都情報公開審査会
第2条の2	適用除外	第25条	部会
第3条	この条例の解釈及び運用	第26条	審査会の調査権限
第4条	適正な請求及び使用	第27条	意見の陳述等
第5条	公文書の開示を請求できるも の	第28条	提出資料の閲覧等
第6条	公文書の開示	第29条	審査請求の制限
第7条	公文書の開示義務	第30条	答申書の送付
第8条	公文書の一部開示	第31条	審理手続の非公開
第9条	公益上の理由による裁量的開 示	第32条	規則への委任
第10条	公文書の存否に関する情報	第33条	削除
第11条	開示請求に対する決定等	第34条	情報公開の総合的な推進に関す る都等の責務
第12条	開示決定等の期限	第35条	情報公表制度
第13条	理由付記等	第36条	情報提供施策の拡充
第14条	事案の移送	第37条	出資等法人の情報公開
第15条	第三者保護に関する手続	第38条	公の施設の指定管理者の情報公 開
第16条	公文書の開示方法	第39条	東京都情報公開·個人情報保護 審議会
第17条	開示手数料	第40条	文書管理
第18条	他の制度等との調整	第41条	文書検索目録等の作成等
第19条	審理員による審理手続に関す る規定の適用除外	第42条	実施状況の公表
第20条	審査会への諮問	第43条	委任
第21条	都が設立した地方独立行政法 人に対する審査請求	第44条	罰則
第22条	諮問をした旨の通知		
		-	

(3) 調査対象規定について

もっとも、金山町公文書公開条例、東京都情報公開条例その他の情報公開条例で共通して規定されているものとして、「目的」「請求権者」「請求 対象物」の規定がある。

目的規定はその法の制定目的を簡潔に表現したものであり、法の条文の解釈を行う上でも重要な意味を持ち、請求権者の規定は開示請求権に基づく法的関係を明確にするものであり、請求対象物の規定は開示請求権に基づく公開の範囲を明確にするものであり、いずれの規定も情報公開条例の核心をなす規定である。本稿ではこれらの規定を調査対象規定として掲げ、調査を行う。

3 調査対象規定の自治体調査

本稿では、全国の都道府県及び市区町村を対象に、1,581の団体⁽¹⁴⁾の情報公開条例を収集し、調査対象規定の分析を行った。1,581団体の内訳は、都道府県47団体、指定都市20団体、中核市62団体、施行時特例市23団体、特別区23団体、市659団体、町632団体及び村115団体であり、調査を行った期間は2022年7月1日から同年10月1日までである。

(1) 目的規定

情報公開条例では、自治体が説明責任を果たし、請求対象物の公開を請求する権利を保障する旨の目的が規定されているが、この目的規定に知る権利という文言を規定している自治体とそうではない自治体がある。知る

^{(14) 2022}年10月1日時点において、都道府県及び市区町村の合計は1,765団体であるが、本稿ではインターネット上に例規集を掲載していない団体を除いた1,581団体を調査団体としている。

権利が情報公開条例の目的に規定されていることによって、自治体の持つ情報を請求する権利が知る権利を具体化したものであるということを明確にするという意義を有する。この知る権利を目的規定に明記しているか以下のとおり、区分及び地域により分類し、分析を行った。

① 区分による相違

目的規定に、知る権利を明記している割合を調査したところ、1,581団体中1,005団体で目的規定に知る権利の文言を含めており、約64%の団体に及ぶことが明らかになった。

この結果を自治体の区分別に見てみると、中核市で最も割合が高く、62 団体中52団体・約84%の団体で知る権利を明記している一方、都道府県では47団体中29団体・約62%にとどまることが明らかになった。また、村が最も目的規定に知る権利を明記している割合が低く、115団体中49団体・約43%にとどまることが明らかになった(図1参照)。

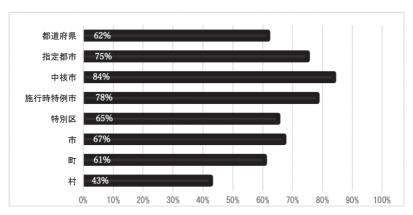


図1 知る権利を明記している割合

② 地域による相違

都道府県ごとに、知る権利を目的規定に明記している市区町村の比率を

見てみると、沖縄県が最も割合が高く、30団体中29団体・約97%の団体で目的規定に知る権利が明記され、次いで佐賀県が20団体中19団体・約95%、神奈川県が33団体中31団体・約94%であることが明らかになった。いずれも90%を超える割合で目的規定に知る権利が規定されている。一方で、福島県が最も割合が低く、58団体中15団体・約26%の団体でしか目的規定に知る権利が明記されておらず、次いで山梨県が26団体中7団体・約27%であることが明らかになった(図2参照)。

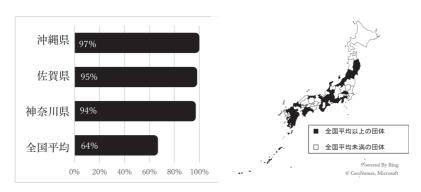


図2 目的規定に知る権利を明記している割合

(2) 請求権者

請求権者の規定は、開示請求権を行使する主体の範囲を定め、開示請求権に基づく法的関係を明確にするものであり、情報公開条例の核心をなす規定である。

金山町公文書公開条例では、請求権者を広義の住民⁽¹⁵⁾ に限定しており、 情報公開法の制定前は、広義の住民に限定している団体が多数であった。

(5) 情報公開条例に定める請求権者として、狭義の住民、広義の住民、何人の3パターンが考えられる。狭義の住民は、自治体に居住している住民に限定しているのに対し、広義の住民は、自治体へ通勤及び通学する者、自治体の諸活動に利害関係を有する者等を含めている。

もっとも、情報公開法では、請求権者を何人と規定したということもあり、 情報公開法の影響により、請求権者を何人にも認める改正が多くの情報公 開条例でなされたという経緯がある。この請求権者を何人と規定している か以下のとおり、区分及び地域による相違について調査を行った。

① 区分による相違

請求権者の規定を何人と規定している割合を調査したところ,1,581団体中892団体であり、約56%の団体に及ぶことが明らかになった。

自治体の区分に応じ、請求権者を何人と規定している団体を調査したところ、都道府県では、埼玉県を除く47団体中46団体・約98%で請求権者を何人としており、指定都市では全ての団体で請求権者を何人としていることが明らかになった。一方、村では、115団体中35団体・約30%の団体でしか請求権者を何人と規定しておらず、町においても632団体中289団体・約46%の団体にとどまることが明らかになった(図3参照)。

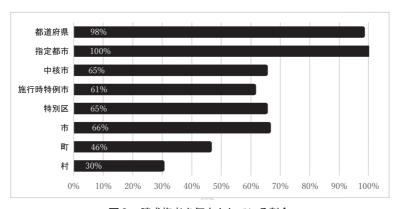


図3 請求権者を何人としている割合

② 地域による相違

都道府県ごとに、請求権者を何人と規定している団体を調査したところ、福島県が最も割合が低く、58団体中5団体・約9%、次いで徳島県が

22団体中2団体・約9%,和歌山県が23団体中4団体・約17%であることが明らかになった。いずれも全国平均の約64%を大きく下回る割合であった。一方で、沖縄県では30団体中30団体、大分県では18団体中18団体と全ての団体で情報公開条例の請求権者を何人と規定していることが明らかになった(図4参照)。

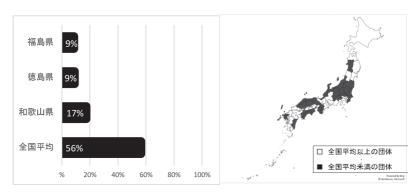


図4 請求権者を何人としている割合

(3) 請求対象物

① 事務処理手続

請求対象物について、決裁・供覧という事案処理手続の終了を要件として規定している情報公開条例も多く存在する。決裁・供覧を要件とすると、意思形成過程のものが開示請求の対象から外れ、行政の諸活動は事業が終わってからしか入手することができないことになる。この請求対象物に決裁・供覧という事務処理手続の完了を要件として規定しているか以下のとおり、区分及び地域による相違について調査を行った。

ア 区分による相違

請求対象物の規定について事務処理手続の要件を規定していない割合を調査したところ、1,581団体中220団体であり、約14%の団体に及ぶことが

明らかになった。

自治体の区分に応じ、請求対象物の規定について事務処理手続の要件を 規定していない団体を調査したところ、都道府県、指定都市、中核市、施 行時特例市及び特別区では全ての団体で、事務処理手続の要件を規定して いない結果となった。一方、市では、659団体中613団体・約93%、町では、 632団体中491団体・約78%、村では115団体中82団体・約71%の団体で、 請求対象物の規定について事務処理手続の要件を規定していないことが明 らかになった(図 5 参照)。

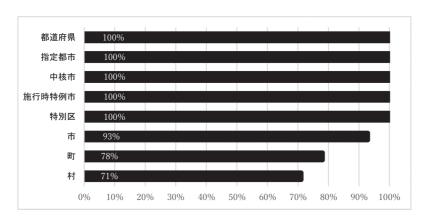


図5 事務処理手続を規定していない割合

イ 地域による相違

都道府県の単位に応じ、請求対象物の規定について事務処理手続の要件を規定している団体を調査したところ、奈良県が最も割合が高く、32団体中14団体・約44%、次いで三重県が30団体中11団体・約37%、高知県が31団体中9団体・約29%であることが明らかになった。いずれも全国平均の約14%を超える割合で請求対象物に事務処理手続の要件が規定されている。一方で、沖縄県、大分県、島根県及び栃木県では、全ての団体で請求

近畿大学法学 第70巻第2·3·4号

対象物に事務処理手続の要件が規定されていないことが明らかになった (図6参照)。

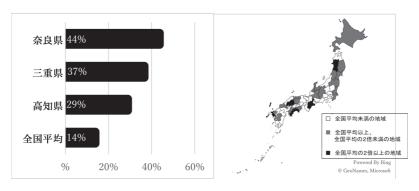


図6 事務処理手続を規定している割合

4 自治体間における調査対象規定の相違について

これまで調査対象規定について、自治体の区分と地域による相違について、情報公開条例の規定ごとに明らかにした。では、なぜこのように相違が生まれたのか、以下で理由を述べる。

(1) 区分による相違について

まず、調査対象規定の全てについて、自治体の区分によって状況が異なる結果となった。なぜ自治体の区分により状況が異なるのか、その理由について、下記の点が考えられる。

ア 住民と自治体の距離の違い

まず,人口規模が小さな自治体では,行政と住民との距離が近い傾向に あり,住民の身近に自治体の職員がおり,その職員に対して直接聞けば自 治体の活動の情報が手に入りやすい環境にあるといえる。そうであれば、情報公開請求手続をしなくとも、情報提供によって、行政に関する情報が 手に入るため、時間と手間のかかるフォーマルな手続である情報公開請求 手続への住民の需要は低いと思われる。

また、ニセコ町では、住民から問い合わせを受けた場合は、職員の方から住民に対して説明会を開く等の取り組みが行われている⁽¹⁶⁾。このような対応は人口規模が大きな自治体では難しいと考えられる。

都道府県や指定都市では、人口規模も多く、自治体の事務も細分化されている。一方、町や村では、比較的に事務が細分化されておらず、人口規模も小さいことから、行政と住民との間の距離が近く、情報公開請求によらずとも、情報提供を中心に行政の情報を取得することができる傾向にあると考えられる。そうなると、フォーマルな手続きである情報公開請求よりも情報提供がなじみやすく、かえって情報公開請求をされてしまうと煩雑な事務手続を経る必要があることから、請求権者を住民に限り、決裁又は供覧という事務処理手続の完了の要件を今もなお規定していることが考えられる。

イ 地方分権一括法による影響

情報公開法の公布と同時期に、地方分権一括法が公布され、機関委任事務が廃止され、法定受託事務、自治事務、国の直轄事務に再編されることとなった。その影響により、廃止される前の機関委任事務に関する公文書の公開について国と同じ取扱いにする必要が生じた。機関委任事務の割合は、都道府県で7~8割、市町村で3~4割(指定都市等では都道府県の事務権限の一部を移譲されることから更に高い割合であると考えられる。)

⁽¹⁶⁾ 北海道ニセコ町「まちづくり町民講座」(https://www.town.niseko.lg.jp/) によれば、ニセコ町では、平成8年度から役場職員(担当課長や係長)が町民 に対して自分が担当している分野の現状や課題を周知し、町民と議論する場を 設けるといった情報共有の取組が行われている。

といわれていたことから⁽¹⁷⁾, 都道府県や指定都市等では情報公開条例の規定の内容を情報公開法にあわせる必要性が高くなったのではないか。機関委任事務がこの国の直轄事務に再編されたとしても、全ての公文書が国に返却されるかといえばそうではなく、一定の文書については自治体に残る形となる。国に対して公文書公開請求できたにもかかわらず、自治体に対しては公開請求することができないという違いが生じないために、機関委任事務の多くを携わっていた都道府県等が、国の法律にあわせるような全部改正がなされたのではないかと考えられる。

ウ 区分を同一とする相互参照

自治体が条例案を作成する場合又は条例を一部改正する場合には、自治体の区分、規模が近しい自治体を参照したことが原因ではないか。実務上、条例案を作成する場合や条例の一部改正を行う場合には、他市との比較が一般的に行われる。その際に、人口や予算などの規模が同一である自治体を参考にすることが多いため、区分ごとに情報公開条例の規定に相違が現れたと考えられる。

エ モデル条例の影響

全国町村会等の地方自治の協議会で、協議会が作成したモデル条例を示される場合も多く、これを参考に協議会に参加する団体が条例案を作成したことが原因になったと考えられる。

(2) 地域による相違について

ア 周辺自治体との相互参照

新たに情報公開条例を制定及び改正する際に、同一都道府県内の周辺自 治体との相互参照を行った結果、地域差が顕著となったと考えられる。

イ 都道府県庁の影響

(17) 地方分権推進委員会「地方分権推進委員会第1次勧告」254頁以下(1996年)。

都道府県庁が、都道府県下の市区町村に対して、情報公開条例のモデル 条例を提示したことも情報公開条例の規定の内容に影響したと考えられ る。

ウ 市区町村の構成比率

先述のとおり、自治体の区分によって、情報公開条例の規定の内容に違いがある。都道府県によって市区町村の構成比率が異なるため、地域によっても情報公開条例の規定に違いがみられるのではないか。ただし、市町村の割合が類似する地域であったとしても、情報公開条例の規定に違いがみられることもあるため、市区町村の構成比率の点だけでは都道府県間の相違が生じたとすることはできない。

5 おわりに

本稿では、自治体間における情報公開条例の主要となる規定の相違について調査、分析を行った。その結果、情報公開条例を制定している団体であってもその内容は一様ではないことが明らかになった。また、自治体の区分を単位として規模による相違及び都道府県を単位として地域による相違を探ったところ、顕著に違いが明らかとなった。

この違いについては、上述のとおり、区分による相違については、住民と自治体との距離の違い、地方分権一括法の影響、区分を同一とする相互参照等が影響し、地域による相違については、周辺自治体との相互参照、都道府県庁の影響、市区町村の構成比率等が影響する等、様々な要素が左右されたものと考えられる。

情報公開条例の内容が多様であることは、情報公開条例の立法過程において、単に他の自治体の情報公開条例を引き写しているのではなく、新たな工夫を加えていることを意味する。この点に関して、情報公開の理念を

達成する上で、時代に適合した情報公開条例の内容を模索することは必要 不可欠なプロセスであり、情報公開条例の多様性は肯定的に捉えられる。

もっとも、情報公開条例の多様性を隠れ蓑に、行政にとって有利な内容とする情報公開条例が制定又は改正がなされないか注意する必要がある。本稿の調査でも、請求権者を何人にも認めず、請求対象物も決裁及び供覧の要件を求めている情報公開条例が多く残っていることを明らかにしたが、情報公開の理念を果たす上でこれらの規定は改正されることが望ましい(行政と住民との距離が近い自治体において、情報提供施策が有効に機能しているとしても、行政にとって不利な情報を提供しない可能性は否定できないことから、何人に対しても請求権を保障する規定は必要である。)。

今後、本稿で調査した自治体間における情報公開条例の規定の相違と情報公開条例の変遷の調査を組み合わせることにより、情報公開条例の制定及び改正のメカニズムを分析することが今後の課題である。